

調達要求番号：

陸上自衛隊仕様書		
物品番号		仕様書番号
データ通信カード	作成	令和4年2月8日
	作成部隊名	自衛隊山梨地方協力本部

1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊山梨地方協力本部において使用する「データ通信カード」について適用する。

2 契約期間

令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日

3 要求する仕様等

(1) 構成品目

ア 通信カード機器 5台

イ 付属品(取扱説明書)

(2) 機能

ア 通信

業務用電子計算機(5台)に接続して使用するデータ端末による通信サービスが可能であること。

イ インターネット接続サービス

データ通信用端末及び通信回線を提供する携帯電話通信事業者が提供する接続サービスが可能であること。

ウ 料金体系

通信料は、固定電話、携帯電話、PHS等発信先にかかわらず毎月定額とする。ただし、番号案内、情報提供料等サイト登録及びサービス料は別途請求できるものとする。

エ 情報セキュリティ

請負業者において本件調達を実施・統括する部門はISO/IEC27001認定を取得しているか、またそれに準ずる情報セキュリティ態勢が整っていること。

(3) 保守

ア 本件で使用する通信ネットワークが24時間365日で監視・運用されていること。

イ 紛失等による場合、遠距離操作により器材の使用不可にできる機能を有するものとする。

ウ 通信障害等発生時は契約相手方または契約相手方が提供する携帯通信事業者のサポートサービス保守体制が提供可能なものとする。

(4) 明細書

通信サービスの使用に伴う請求に際して、相手方及び通信パケット数の明細書を作成し添付するものとする。

4 検査

本仕様書に基づき、毎月末良好な状態を確認し、検査官の合格をもって完了とする。

5 その他

- (1) 知得した、相手方の秘密を第三者に漏洩又は、他の目的に使用しないものとする。
- (2) 製品の更新、役務の提供内容に変更が生じた場合には双方速やかに相手方に連絡するものとする。
- (3) 官側および請負業者の事由により製品の利用または提供を休止する際には事前に書面をもって連絡するものとする。
- (4) 本仕様書において疑義が生じた場合には、官側と請負業者間で協議するものとする。